

実地指導時の 主な指示事項

令和5年度

集団指導実施資料(令和6年3月28日)

事例1 (運営関係)

(指示事項)

運営規程の内容について適正に記載すること

(指示理由)

従業者の員数が以前のままとなっている

条例名が古い(愛知県条例名での記載となっている)

(改善内容)

指示事項について修正を行い、変更届(運営規程の変更)を提出した

事例2-1(運営関係)

(指示事項)

重要事項説明書の内容について適正に記載すること

(指示理由)

営業日の記載内容が運営規程と異なっている

提供するサービスの第三者評価の実施状況が未記載

(改善内容)

指示事項について修正を行い、利用者に対して説明をした



事例2-1(運営関係)

(参考)

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、基準上において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。

運営規程・重要事項説明書共に同様の取扱い

根拠通知...

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号)第三の3(20)

事例2-2(運営関係)

(指示事項)

重要事項説明書の内容について適正に記載すること

(指示理由)

苦情受付機関(市町村窓口)の連絡先が誤っている

(改善内容)

指示事項について修正を行い、利用者に対して説明をした

※市町村窓口は変更となる可能性があるため、通常実施地域のみ記載をしておき、その他の地域から利用者の受入をした場合に備え、自由記入欄を設けた事業所もある(次頁参考)

事例2-2(運営関係)

(前)

12. 損害賠償保険への加入
 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。/
 保険会社 [REDACTED]
 保険名 [REDACTED]
 補償の概要 [REDACTED]

13. 苦情等の受付について
 (1) [REDACTED] 苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。
 苦情解決責任者 [REDACTED]
 苦情受付担当者 [REDACTED]
 ※受付時間 事業所営業時間に準ずる TEL [REDACTED]
 第三者委員 [REDACTED]

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大府市役所福祉子ども部 高齢障がい支援課	所在地 大府市中央町五丁目70番地 電話番号 (0562)47-2111(代表) FAX (0562)44-3933 受付時間 月～金 9:00～17:00
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 名古屋市東区白鷺一丁目50番地 電話番号 (052)212-5515 FAX (052)212-5514 受付時間 月～金 9:00～17:00
大府市高齢者・障がい者 虐待防止センター	所在地 大府市江崎町六丁目13番地の1 ふれあいセンター (スピカ内) 電話番号 (0562)45-5447 受付時間 月～金
東浦町役場障がい支援課 障がい支援係	所在地 知多郡東浦町大字榑川字政所20番地 電話番号 (0562)83-3111 受付時間 月～金
東海市役所市民福祉部 社会福祉課	所在地 愛知県東海市中央町一丁目1番地 電話番号 (0562)33-1111 受付時間 月～金

10

(後)

12. 損害賠償保険への加入
 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
 保険会社 [REDACTED]
 保険名 [REDACTED]
 補償の概要 [REDACTED]

13. 苦情等の受付について
 (1) [REDACTED] 苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。
 苦情解決責任者 [REDACTED]
 苦情受付担当者 [REDACTED]
 ※受付時間 事業所営業時間に準ずる TEL [REDACTED]
 第三者委員 [REDACTED]

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大府市役所福祉部 高齢障がい支援課	所在地 大府市中央町五丁目70番地 電話番号 (0562)47-2111 FAX (0562)44-3933 受付時間 月～金 9:00～17:00
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 名古屋市東区白鷺一丁目50番地 電話番号 (052)212-5515 FAX (052)212-5514 受付時間 月～金 9:00～17:00
大府市役所福祉部 高齢障がい支援課	所在地 () 電話番号 () 受付時間 ()

10

事例3(運営関係)

(指示事項)

利用者から徴収可能な費用について支払を受けた場合には、支払方法に関わらず領収書を交付すること

(指示理由)

費用の徴収方法が口座振替であったため、領収書を交付していなかった

(改善内容)

利用者から費用の徴収を受けた際には、徴収方法に関わらず領収書を交付する



事例4(運営関係)

(指示事項)

法定代理受領通知を適切に行うこと

(指示理由)

法定代理受領通知を全ての利用者に対して行っていなかった
通知を報酬受領日以前に行っていた等

(改善内容)

本人負担額の有無に関わらず、全ての利用者に対して通知を行う
こととする。

通知を報酬受領日以後に行う運用とする

事例5(運営関係)

(指示事項)

利用者を利用に係る契約等をしたときは、必要事項を市町村へ遅滞なく報告すること

(指示理由)

利用者と新規や更新の契約、契約の終了を行った際に、報告を行っていない者があった

(改善内容)

全ての契約について、もれなく「契約内容報告書」を提出する



事例6(運営関係)

(指示事項)

虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を少なくとも年1回以上開催し、その内容について従業者に周知徹底すること

(指示理由)

虐待防止等に係る研修を年1回以上開催していたが、虐待防止委員会等が開催されていなかった

(改善内容)

法人の定めに従って虐待防止委員会等を開催し、開催していなかった間の報酬について過誤調整、減算請求を行った

事例7(運営関係)

(指示事項)

健康診断等を実施し、従業員の健康管理を適切に行うこと

(指示理由)

非正規職員について、自法人による健康診断を実施しておらず、また、健康診断結果書の提出も求めている

(改善内容)

非常勤職員について、親族の健康保険制度等の利用による健康診断を実施した後は、その結果の提出を求めます。

また、必要に応じて面談等を実施し、従業員の健康管理に努めます

事例8(報酬関係)

(指示事項)

送迎加算の算定について、送迎場所についての利用者からの事前同意を得ること

(指示理由)

送迎場所が居宅以外(駅、集合場所)であったが、送迎場所についての事前同意を得たことを示す同意書が作成されていなかった

(改善内容)

契約書について乗降場所の事前同意が得られるよう書式を見直した(次頁参考)



事例8(報酬関係)

(別紙1)

個別の契約内容

1. 契約支給量

月利用回数又は基本利用曜日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日
---------------	---------------------

2. 食事(昼食)提供サービス

食事サービス希望	有	<input type="checkbox"/> 利用日は希望
		<input type="checkbox"/> 特定曜日のみ希望(月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日)
	無	<input type="checkbox"/> その他(希望日のみ等)

3. 送迎サービス

送迎サービス希望	有	<input type="checkbox"/> 利用日は希望
		<input type="checkbox"/> 特定曜日のみ希望(月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日)
	無	<input type="checkbox"/> その他

上記「有」の場合の乗降場所及び基本料金(重要事項説明書を参照)

<input type="checkbox"/> 大府駅西口	往復3,000円・片道1,500円
<input type="checkbox"/> 共和周辺	往復6,000円・片道3,000円
<input type="checkbox"/> 自宅	往復 円・片道 円
<input type="checkbox"/>	往復 円・片道 円

※ 変更した場合や緊急事態宣言発令時等は、この限りではありません。

4. 上限額管理

上限額管理希望	有(利用事業所名:)
	無

事例9(報酬関係)

(指示事項)

欠席時対応加算について、適切な整備を行うこと

(指示理由)

欠席連絡のみを受け、連絡日時・担当者を記録しているのみであった
3営業日前の欠席連絡にて加算請求を行っていた

(改善内容)

欠席時対応加算に係る記録用紙の様式整備をするとともに、加算対象と
ならないものについては、過誤請求を行った

- 今後も実地指導を行った際に見られた指摘事項等については、
集団指導等の機会に周知させていただきます。
 - 各事業所においては、日頃から自主点検を行い、適切なサービス提供にご協力ください。
-